

鳴門市では、自家用車等を利用する県外からの観光客をターゲットに、市内店舗で利用できるクーポン券を発行し、本市への来訪・滞在時間の延長を促すことを目的に新たなキャンペーンを実施します。



1. なると周遊キャンペーン事業について

キャンペーン実施期間：10月予定

<企画1> カプセル自販機企画

市内の観光施設（体験型観光施設を含む）や土産物販売店、飲食店で利用できるクーポン券が当たるカプセル自販機を、県外からの観光客が多く利用するSA等に設置し、本市への誘客を図ります。



<企画2> ETCの利用明細を用いたクーポン企画

ETC無線通行により鳴門IC・鳴門北ICの出口を利用した観光客が、指定の場所でETCカードを提示すると、市内の観光施設（体験型観光施設を含む）や土産物販売店、飲食店で利用できるクーポン券との引き替えができる企画を行い、本市への誘客を図ります。

※キャンペーンの詳細内容、利用条件、取扱要領等については決定次第、市公式ウェブサイトでお知らせいたします。

2. 募集対象者

(1) 鳴門市内において店舗等を有する事業者であり、主たる業種が以下のいずれかに当てはまるもの。

- ①観光施設（体験型観光施設含む）
- ②土産物販売店（主に観光客を対象に商品を提供するもの）
- ③飲食店（主に観光客を対象に商品を提供するもの）

(2) それぞれの業種に係る必要な許認可等を全て有していること。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための適切な対策が取られていること。

(4) 以下の対象とならないものに該当しないもの。

【対象とならないもの】

- ・主に観光客を対象に商品を提供する業種ではないもの（コンビニエンスストアやスーパーなど）。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第2号または第3号に規定する風俗営業を行うもの。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行うもの。
- ・その他、事業の趣旨に照らし合わせて、適当と認められないもの。

3. 申込方法

市公式ウェブサイト（右記QRコード）に掲載の「利用対象店舗申込書」に必要事項を記入の上、郵送、FAXまたはメールにて観光振興課にご提出ください。

申込期日：令和4年7月29日（金）必着



※利用対象店舗に登録後、9月下旬にポスターやクーポン利用にかかる説明書類等を送付します。

※募集要件を満たさず、利用対象店舗に登録できない場合は、個別に連絡します。

4. クーポン券の換金

換金に必要な手数料は無料です。キャンペーン終了後の換金受付期間に、店舗で利用されたクーポン券（原本）をまとめて専用の換金封筒に入れ、送付する必要があります（送料負担不要）。

以下の換金スケジュールを必ずご確認ください。

換金受付期間：令和4年11月1日（火）～21日（月）（必着）

振込予定日：令和4年12月19日（月）

<注意>

- ・令和4年11月22日（火）以降到着分は一切換金ができません。余裕をもった手続きをお願いします。
- ・換金作業は業務委託先事業者が行います。

5. 利用対象店舗の遵守事項

利用対象店舗は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が使用期間中にクーポン券を持参したときは、クーポン額面分の物品販売、サービスの提供を行うこと。
- (2) 配布された利用対象店舗であることを示すポスター等を利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (3) クーポン券受け取り時に、チェックシートによる真贋確認を行うこと。カラーコピーなどの不正使用の疑いがあるときは、そのクーポン券の受け取りを拒否するとともに速やかに、鳴門市まで申し出ること。
- (4) 利用者に対して、取扱説明書に印字されたQRコードからアンケートへの回答の協力を呼び掛けること。
- (5) クーポン券の譲渡、売買、再使用は行わないこと。
- (6) クーポン券のお釣りは出さないこと。不足分は現金等で受け取ること。
- (7) クーポン券と換金性の高いもの（現金や回数券、食事券等）の交換はしないこと。
- (8) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、クーポン使用上限額などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、その旨を明示すること。
- (9) 使用期限を過ぎたクーポン券は、無効となりますので受け取らないこと。
- (10) クーポン券を事業取引に使用しないこと。
- (11) 鳴門市又は業務委託先事業者が本事業に関して調査等を行う時は、報告等の協力をすること。
- (12) 本事業へ参加していただくにあたっては、関係法令等を遵守するとともに、本事業の主旨を理解し、ルールに則り事業を行うこと。
- (13) その他鳴門市からの指示に従うこと。

6. その他

- (1) 利用対象店舗につきましては、利用者に情報を提供するため店舗名・住所・電話番号の必要事項を公表いたします。
- (2) 利用対象店舗募集要綱の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、利用対象店舗登録の取消及び損害金の請求を行うことがあります。
- (3) クーポン券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造に対して、発行者（鳴門市）は責任を負いません。
- (4) その他「利用対象店舗募集要綱」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、市がその対応を決定します。